

必読

暮らしの法律ナビ

No.86

成年年齢が
18才になります

今年4月1日から成年年齢が18才となります。自分1人の判断で契約ができるようになり、父母の親権に服さないということになります。未成年者の取消権は無くなります。銀行の総口座開設、携帯電話の加入、保険契約、住宅の賃貸や購入、クレジットカード作成やローン契約等も原則できるようにになります。また、贈与や相続においても贈与契約や遺産分割協議ができ、贈与税、相続税の減税制度を利用できるようになります。ただ、一般的に成年年齢18才で心配されていることは消費者トラブル等に巻き込ま

れるのではないかという事です。国民生活センターの調査によれば、成年になってすぐの消費者トラブルが多数報告されています。大学生だけでなく、高校3年生まで被害拡大の懸念があるという事です。改めて親子でお金や契約等について話を為されてはいかがでしょうか。

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)
<http://www.sandachuo.com>